

福祉資金 緊急小口資金特例貸付

1. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
100,000 円 (特例対象の場合 ※1) 200,000 円	2 年以内	1 年以内 (送金月の翌月から起算)	不要	無利子

2. 申込みに必要な書類

★原則郵送申請への切り替えに伴い、提出書類が制度発足時から変更になっていますのでご注意ください。

☑	書類	備考
	生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の住民票	3ヶ月以内に発行されたもの (※2)
	借入申込者の本人確認書類	(以下のいずれか) ・健康保険証のコピー ・運転免許証のコピー ・借入申込者の顔写真が貼付された証明書等
	収入減少の申立書	(所定の様式)
	委任状	代理人を立て申請する場合 (所定の様式：窓口社協から送付)
	代理人（受任者）の本人確認書類	代理人を立て申請する場合 (以下のいずれか) ・健康保険証のコピー ・運転免許証のコピー ・代理人の顔写真が貼付された証明書等

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求められることがあります。

3. 借り入れに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借用書・重要事項説明書	(所定の様式)
	貸付金振込先金融機関の通帳のコピー	借受人名義の口座であること

※1 新型コロナウイルスに罹患した者等や、小学校等の休業の影響により仕事を休まざるを得なかった労働者がいる世帯等。

※2 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。